

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 12 月 25 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 8件

厚生年金保険関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 1件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700414号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700283号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月17日の標準賞与額を54万5,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月17日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月

A社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ(文書)が年金事務所から届いたことにより、請求期間の賞与に係る年金記録が無いことが分かった。

請求期間の賞与から保険料が控除されていたが、当該賞与に係る健康保険標準賞与額決定通知書の1枚分の被保険者について、年金記録に反映されていないようなので、同僚と同じように、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B健康保険組合の記録及びA社から提出された健康保険被保険者標準賞与額決定通知書から、同社が、平成19年7月17日に請求者に54万5,000円の賞与を支払ったこと及び請求者を含む被保険者56人の賞与支払に係る届出を請求期間当時にB健康保険組合に対し行ったことが認められる。

また、A社は、健康保険組合及び社会保険事務所(当時)に対し提出していた賞与支払に係る請求期間当時の届書について、「健康保険組合提出用と社会保険事務所提出用が一体となった複写式のものであった。」旨回答しているところ、日本年金機構から提出された請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を見ると、「B健康保険組合経由」の表示がある上、当該総括表の「賞与を支給した被保険者数」欄に記載されている人数及び「賞与支給総額」欄に記載されている金額は、前述の健康保険被保険者標準賞与額決定通知書において確認できる「被保険者」の合計人数(請求者を含む。)及び「決定後の標準賞与額」の合計額(請求者を含む。)とそれぞれ一致する。

これらの事情を総合的に判断すると、請求期間当時、A社は、B健康保険組合を経由して、社会保険事務所に対し、請求者に54万5,000円の賞与を平成19年7月17日に支払った旨の届出を行ったことが認められることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、賞与支給日を平成19年7月17日、標準賞与額を54万5,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700415号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700284号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月17日の標準賞与額を45万7,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月17日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月

A社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ(文書)が年金事務所から届いたことにより、請求期間の賞与に係る年金記録が無いことが分かった。

請求期間の賞与から保険料が控除されていたが、当該賞与に係る健康保険標準賞与額決定通知書の1枚分の被保険者について、年金記録に反映されていないようなので、同僚と同じように、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B健康保険組合の記録及びA社から提出された健康保険被保険者標準賞与額決定通知書から、同社が、平成19年7月17日に請求者に45万7,000円の賞与を支払ったこと及び請求者を含む被保険者56人の賞与支払に係る届出を請求期間当時にB健康保険組合に対し行ったことが認められる。

また、A社は、健康保険組合及び社会保険事務所(当時)に対し提出していた賞与支払に係る請求期間当時の届書について、「健康保険組合提出用と社会保険事務所提出用が一体となった複写式のものであった。」旨回答しているところ、日本年金機構から提出された請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を見ると、「B健康保険組合経由」の表示がある上、当該総括表の「賞与を支給した被保険者数」欄に記載されている人数及び「賞与支給総額」欄に記載されている金額は、前述の健康保険被保険者標準賞与額決定通知書において確認できる「被保険者」の合計人数(請求者を含む。)及び「決定後の標準賞与額」の合計額(請求者を含む。)とそれぞれ一致する。

これらの事情を総合的に判断すると、請求期間当時、A社は、B健康保険組合を経由して、社会保険事務所に対し、請求者に45万7,000円の賞与を平成19年7月17日に支払った旨の届出を行ったことが認められることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、賞与支給日を平成19年7月17日、標準賞与額を45万7,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700416号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700285号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月17日の標準賞与額を52万1,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月17日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月

A社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ(文書)が年金事務所から届いたことにより、請求期間の賞与に係る年金記録が無いことが分かった。

請求期間の賞与から保険料が控除されていたが、当該賞与に係る健康保険標準賞与額決定通知書の1枚分の被保険者について、年金記録に反映されていないようなので、同僚と同じように、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B健康保険組合の記録及びA社から提出された健康保険被保険者標準賞与額決定通知書から、同社が、平成19年7月17日に請求者に52万1,000円の賞与を支払ったこと及び請求者を含む被保険者56人の賞与支払に係る届出を請求期間当時にB健康保険組合に対し行ったことが認められる。

また、A社は、健康保険組合及び社会保険事務所(当時)に対し提出していた賞与支払に係る請求期間当時の届書について、「健康保険組合提出用と社会保険事務所提出用が一体となった複写式のものであった。」旨回答しているところ、日本年金機構から提出された請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を見ると、「B健康保険組合経由」の表示がある上、当該総括表の「賞与を支給した被保険者数」欄に記載されている人数及び「賞与支給総額」欄に記載されている金額は、前述の健康保険被保険者標準賞与額決定通知書において確認できる「被保険者」の合計人数(請求者を含む。)及び「決定後の標準賞与額」の合計額(請求者を含む。)とそれぞれ一致する。

これらの事情を総合的に判断すると、請求期間当時、A社は、B健康保険組合を経由して、社会保険事務所に対し、請求者に52万1,000円の賞与を平成19年7月17日に支払った旨の届出を行ったことが認められることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、賞与支給日を平成19年7月17日、標準賞与額を52万1,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700417号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700286号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月17日の標準賞与額を52万1,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月17日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月

A社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ(文書)が年金事務所から届いたことにより、請求期間の賞与に係る年金記録が無いことが分かった。

請求期間の賞与から保険料が控除されていたが、当該賞与に係る健康保険標準賞与額決定通知書の1枚分の被保険者について、年金記録に反映されていないようなので、同僚と同じように、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B健康保険組合の記録及びA社から提出された健康保険被保険者標準賞与額決定通知書から、同社が、平成19年7月17日に請求者に52万1,000円の賞与を支払ったこと及び請求者を含む被保険者56人の賞与支払に係る届出を請求期間当時にB健康保険組合に対し行ったことが認められる。

また、A社は、健康保険組合及び社会保険事務所(当時)に対し提出していた賞与支払に係る請求期間当時の届書について、「健康保険組合提出用と社会保険事務所提出用が一体となった複写式のものであった。」旨回答しているところ、日本年金機構から提出された請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を見ると、「B健康保険組合経由」の表示がある上、当該総括表の「賞与を支給した被保険者数」欄に記載されている人数及び「賞与支給総額」欄に記載されている金額は、前述の健康保険被保険者標準賞与額決定通知書において確認できる「被保険者」の合計人数(請求者を含む。)及び「決定後の標準賞与額」の合計額(請求者を含む。)とそれぞれ一致する。

これらの事情を総合的に判断すると、請求期間当時、A社は、B健康保険組合を経由して、社会保険事務所に対し、請求者に52万1,000円の賞与を平成19年7月17日に支払った旨の届出を行ったことが認められることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、賞与支給日を平成19年7月17日、標準賞与額を52万1,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700418号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700287号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月17日の標準賞与額を41万円に訂正することが必要である。

平成19年7月17日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月

A社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ(文書)が年金事務所から届いたことにより、請求期間の賞与に係る年金記録が無いことが分かった。

請求期間の賞与から保険料が控除されていたが、当該賞与に係る健康保険標準賞与額決定通知書の1枚分の被保険者について、年金記録に反映されていないようなので、同僚と同じように、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B健康保険組合の記録及びA社から提出された健康保険被保険者標準賞与額決定通知書から、同社が、平成19年7月17日に請求者に41万円の賞与を支払ったこと及び請求者を含む被保険者56人分の賞与支払に係る届出を請求期間当時にB健康保険組合に対し行ったことが認められる。

また、A社は、健康保険組合及び社会保険事務所(当時)に対し提出していた賞与支払に係る請求期間当時の届書について、「健康保険組合提出用と社会保険事務所提出用が一体となった複写式のものであった。」旨回答しているところ、日本年金機構から提出された請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を見ると、「B健康保険組合経由」の表示がある上、当該総括表の「賞与を支給した被保険者数」欄に記載されている人数及び「賞与支給総額」欄に記載されている金額は、前述の健康保険被保険者標準賞与額決定通知書において確認できる「被保険者」の合計人数(請求者を含む。)及び「決定後の標準賞与額」の合計額(請求者を含む。)とそれぞれ一致する。

これらの事情を総合的に判断すると、請求期間当時、A社は、B健康保険組合を経由して、社会保険事務所に対し、請求者に41万円の賞与を平成19年7月17日に支払った旨の届出を行ったことが認められることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、賞与支給日を平成19年7月17日、標準賞与額を41万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700419号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700288号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月17日の標準賞与額を45万7,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月17日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月

A社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ(文書)が年金事務所から届いたことにより、請求期間の賞与に係る年金記録が無いことが分かった。

請求期間の賞与から保険料を控除されていたが、当該賞与に係る健康保険標準賞与額決定通知書の1枚分の被保険者について、年金記録に反映されていないようなので、同僚と同じように、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B健康保険組合の記録及びA社から提出された健康保険被保険者標準賞与額決定通知書から、同社が、平成19年7月17日に請求者に45万7,000円の賞与を支払ったこと及び請求者を含む被保険者56人の賞与支払に係る届出を請求期間当時にB健康保険組合に対し行ったことが認められる。

また、A社は、健康保険組合及び社会保険事務所(当時)に対し提出していた賞与支払に係る請求期間当時の届書について、「健康保険組合提出用と社会保険事務所提出用が一体となった複写式のものであった。」旨回答しているところ、日本年金機構から提出された請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を見ると、「B健康保険組合経由」の表示がある上、当該総括表の「賞与を支給した被保険者数」欄に記載されている人数及び「賞与支給総額」欄に記載されている金額は、前述の健康保険被保険者標準賞与額決定通知書において確認できる「被保険者」の合計人数(請求者を含む。)及び「決定後の標準賞与額」の合計額(請求者を含む。)とそれぞれ一致する。

これらの事情を総合的に判断すると、請求期間当時、A社は、B健康保険組合を経由して、社会保険事務所に対し、請求者に45万7,000円の賞与を平成19年7月17日に支払った旨の届出を行ったことが認められることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、賞与支給日を平成19年7月17日、標準賞与額を45万7,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700446号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700289号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月17日の標準賞与額を41万5,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月17日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月

A社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ(文書)が年金事務所から届いたことにより、請求期間の賞与に係る年金記録が無いことが分かった。

請求期間の賞与から保険料を控除されていたが、当該賞与に係る健康保険標準賞与額決定通知書の1枚分の被保険者について、年金記録に反映されていないようなので、同僚と同じように、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B健康保険組合の記録及びA社から提出された健康保険被保険者標準賞与額決定通知書から、同社が、平成19年7月17日に請求者に41万5,000円の賞与を支払ったこと及び請求者を含む被保険者56人の賞与支払に係る届出を請求期間当時にB健康保険組合に対し行ったことが認められる。

また、A社は、健康保険組合及び社会保険事務所(当時)に対し提出していた賞与支払に係る請求期間当時の届書について、「健康保険組合提出用と社会保険事務所提出用が一体となった複写式のものであった。」旨回答しているところ、日本年金機構から提出された請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を見ると、「B健康保険組合経由」の表示がある上、当該総括表の「賞与を支給した被保険者数」欄に記載されている人数及び「賞与支給総額」欄に記載されている金額は、前述の健康保険被保険者標準賞与額決定通知書において確認できる「被保険者」の合計人数(請求者を含む。)及び「決定後の標準賞与額」の合計額(請求者を含む。)とそれぞれ一致する。

これらの事実を総合的に判断すると、請求期間当時、A社は、B健康保険組合を経由して、社会保険事務所に対し、請求者に41万5,000円の賞与を平成19年7月17日に支払った旨の届出を行ったことが認められることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、賞与支給日を平成19年7月17日、標準賞与額を41万5,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700411号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700292号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年5月11日から同年6月11日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

昭和57年5月11日から同年6月11日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年5月11日から同年6月11日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格の喪失年月日が昭和57年5月11日と記録されているが、同社を退職したのは同年6月10日である。

請求期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B社C部署の回答及び雇用保険の記録により、請求者が、請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

一方、A社における請求者に係る厚生年金保険被保険者原票に記録されている資格喪失年月日は、オンライン記録と同じ昭和57年5月11日である。

しかし、B社C部署から提出されたD社会保険事務所(当時)が昭和57年6月15日に受付した厚生年金保険の被保険者資格喪失確認通知書に記されている請求者の資格喪失年月日は、同年6月11日であり、同日は、A社における請求者の雇用保険の離職日と符合する。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、請求者が昭和57年6月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出をD社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の厚生年金保険の被保険者資格喪失確認通知書及び厚生年金保険被保険者原票の記録から、17万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700425号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700043号

第1 結論

昭和50年*月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年*月から昭和58年3月まで

国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、A県B市C区に住んでいた昭和50年頃に、1年分の国民年金保険料の納付書が自宅に送付されてきた。納付しようかどうか迷っているうちに3、4か月が過ぎてしまい、自宅に来た区役所の職員に、「国民年金保険料は納付しないとイケない。」と言われたので、国民年金保険料を納付することにした。

請求期間の国民年金保険料については、納付書により、最初に6か月分をまとめて納付した後は毎月納付し、昭和53年頃にB市D区に転居した後も、しばらくは同様に納付した。納付した場所は、いずれもE金融機関であり、納付書は、毎年送付されてきたと思う。また、昭和55年頃から昭和58年頃までの間に、口座振替納付にしたと思う。

請求期間の国民年金保険料を納付しているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、請求期間の国民年金保険料については、毎年自宅に送付されてきた納付書により納付し、途中からは口座振替納付にした。」旨陳述している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が必要となる。請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和58年9月28日にB市D区において払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日の記録から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、請求期間後の昭和58年9月頃に行われたものと推認できる。

また、前述の国民年金手帳記号番号の払出しを受けた場合には国民年金手帳が交付されるが、請求者は、「昭和58年頃に、現在所持している年金手帳が送付されてきたと思う。それまで年金手帳はなかったと思う。」旨陳述しており、請求者が陳述する時期は、前述の国民年金手帳記号番号の払出時期と符合している。

さらに、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は、国民年金法において、保険料の時効の規定により2年とされていることから、前述の加入手続時点(昭和58年9月頃)では、請求期間のうち、大半の期間の国民年金保険料は納付することができず、残る期間の国民年金保険料は、過年度納付をすることは可能であるが、口座振替による過年度納付はできず、請求者から、請求期間の国民年金保険料を過年度納付した旨の陳述は無い。

加えて、B市における国民年金保険料の納付方法は、昭和51年3月までは、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付する方法であり、納付書により金融機関において毎月納付が可能となったのは昭和57年4月からである旨の記事が同市の広報紙に掲載されており、このことは、請

求者の陳述と符合しない。

また、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム（紙台帳検索システム）により、昭和 50 年*月から昭和 53 年 2 月までの期間に B 市 C 区において払い出された国民年金手帳記号番号及び同年 2 月から昭和 58 年 3 月までの期間に同市 D 区において払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

なお、B 市 D 区の収滞納リストを見ると、E 金融機関の F 支店の普通預金口座において、昭和 61 年 5 月の国民年金保険料から口座振替納付が開始されている。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700390号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700290号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年4月1日から昭和38年4月頃まで
② 昭和39年11月頃から昭和40年5月頃まで

請求期間①は、A社においてC職として、また、請求期間②は、B社においてD職としてそれぞれ勤務したが、いずれの期間についても、厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間①及び請求期間②について、いずれの期間においても給与から厚生年金保険を控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、商業登記の記録において、請求者が勤務したとするA社は見当たらないものの、事業所の所在地及び事業主の姓が請求者の陳述と符合するE社が確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社及びE社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、前述の商業登記の記録によると、E社は請求期間①の中頃の昭和37年4月に会社成立し昭和49年10月に解散しており、同社の代表取締役及び取締役はいずれも所在不明であることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、A社及びE社の事業所関係者に確認することができない。

また、請求者はA社における従業員の氏名を記憶しておらず、同社の元従業員に事情照会することができない上、同社の従業員数についても不明のため、請求期間①当時、同社が厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていたか否かについても確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、請求者が記憶する同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録及び同僚の陳述から判断すると、期間を特定することはできないものの、請求者がB社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和50年11月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主及び取締役は死亡又は所在不明のため、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所関係者に確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票において、請求期間②に同社における厚生年金保険被保険者記録があり、所在が判明した複数の元従業員に照会したが、これらの者から、請求者の同社における勤務期間及び厚生年金保険料の控除をうかが

わせる回答及び陳述は得られなかった。

さらに、前述の被保険者原票及びオンライン記録によると、請求者が記憶する同僚3人のうち二人について、B社における厚生年金保険被保険者資格取得日は請求期間②より後であり、請求期間②において同社における厚生年金保険被保険者記録はない。

加えて、請求者にB社を紹介したとする同僚については、前述の被保険者原票及びオンライン記録において同社における厚生年金保険被保険者記録がないことから、請求期間②当時、同社では、全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に必ず加入させる取扱いではなかったことがうかがえる上、当該同僚は、同社における自身の厚生年金保険料控除の有無について、「分からない。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700400号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700291号

第1 結論

請求期間について、請求者が船員保険の年金任意継続被保険者であったと認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年8月16日から同年11月21日まで

A社が所有するBにC職として乗船していたときに、同僚から「年金を早くもらうためには、任意継続した方がいい。」という話を聞いたので、同社退職後、請求期間に係る船員保険年金任意継続被保険者(以下「年金任意継続被保険者」という。)として、1か月当たり6万円の保険料を3か月分支払った。

しかし、年金の記録では、請求期間について、年金任意継続被保険者の記録がないので、調査の上、当該期間を年金任意継続被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、A社における船員保険被保険者資格喪失日(昭和58年8月16日)において、船員保険被保険者期間が9年7か月あることから、年金任意継続被保険者となるための申請要件の一部(被保険者期間が7年6か月以上あり、老齢年金の受給資格を満たしていない者であること)を満たしていたことが確認できる。

しかしながら、請求期間当時、D県E課が管理していた年金任意継続被保険者名簿には、請求者の記録は見当たらないところ、請求者は、請求期間に係る年金任意継続被保険者の申請手続について、「全く覚えていない。申請手続のために役所に行った記憶もなく、書類を書いて郵送でやり取りした記憶もない。」旨陳述している上、請求期間及びその前後の期間における被保険者証の番号に欠番がないことから、請求者が当該被保険者となる申請を行ったことをうかがうことができない。

また、請求者が名前を挙げたA社の同僚は、「請求者のことを知っているが、船員保険の年金任意継続の制度について、請求者に話したか否かは覚えていない。」、また、「請求期間当時の船員は、特別な事情がない場合、年金任意継続には加入しない。」旨回答しているところ、オンライン記録において、請求期間を含む昭和57年1月から昭和59年12月までの3年間に、同社で船員保険被保険者資格を喪失した123人のうち、当該資格喪失後に、年金任意継続被保険者となった者は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間に係る船員保険料を納付した事実を確認できる資料(領収書等)を所持していない上、請求者が納付したと主張する1か月当たりの保険料(6万円)は、請求者の請求期間直前の船員保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額に基づく1か月当たりの保険料(4万円)と相違している。

このほか、請求者が年金任意継続被保険者として、請求期間に係る船員保険料を納付していたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、年金任意継続被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700370号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700293号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和56年2月4日から同年4月1日まで

請求期間①について、B事業所に昭和55年4月1日からC職として勤務した期間のうち、昭和55年5月1日以後の期間については、A事業所における厚生年金保険の加入記録があるが、請求期間①については、厚生年金保険の加入記録がない。

請求期間②について、D事業所に昭和56年2月4日から同年3月31日までC職として勤務したが、請求期間②に係る厚生年金保険の加入記録がない。

請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録及び日本年金機構E事務センターの担当者の陳述によると、A事業所は、平成20年4月1日に適用事業所ではなくなっているところ、同事業所が行っていた業務を現在行っているとするF事業所から提出されたG事業所の人事異動通知書及びF事業所の回答により、請求者が請求期間①において、B事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、F事業所は、「請求期間①当時、B事業所に勤務していた者に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得手続は、A事業所を適用事業所として行っていたが、当時の資料がないため、請求者に係る届出及び給与からの保険料控除の状況は不明である。」旨回答している。

また、A事業所に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、被保険者資格の取得年月日が訂正された事跡はなく、記録されている被保険者資格の取得年月日は、請求者に係るオンライン記録における被保険者資格の取得年月日と一致している。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、F事業所から提出されたG事業所の人事異動通知書及びF事業所の回答により、請求者が請求期間②において、D事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求期間②当時、厚生年金保険法第12条において、臨時に使用される者であって、2か月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険の被保険者としないう旨規定されていたところ、前述の人事異動通知書には、昭和56年2月4日付けで請求者を同年3月31日まで臨時的に任用する旨記載されていることから、請求者は、請求期間②において、厚生

年金保険の被保険者となるべき要件を満たしていなかったものと推認される。

また、F事業所は、「請求期間②当時、D事業所に勤務していた者に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得手続は、A事業所を適用事業所として行っていたが、当時の資料がないため、請求者に係る届出及び給与からの保険料控除の状況は不明である。」旨回答している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間②当時における健康保険の整理番号に欠番はなく、請求者の記録が欠落した事情はうかがえない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。